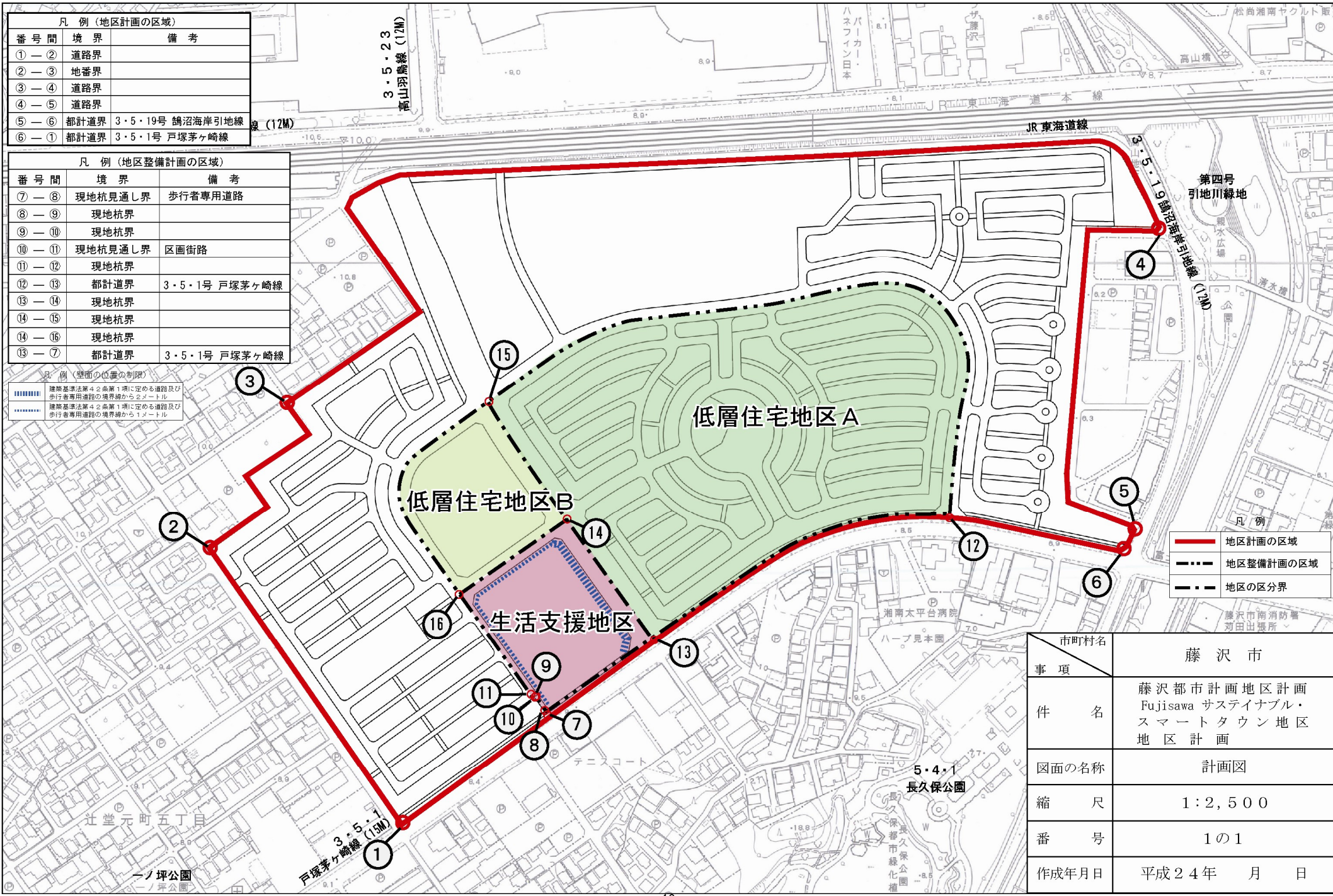


		地区整備計画		
		低層住宅地区A	低層住宅地区B	生活支援地区
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>良好な緑地環境の形成を図るため、各地区における敷地面積の緑化率の最低限度を次のとおり定める。 <u>緑化率の算定は、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成21年6月30日規則第24号)に定める緑地面積の算定方法及び植栽基準によるものとする。</u> <u>また、壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築物の敷地に接する歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域は過半を緑化し、その延長は建築物の敷地が歩行者専用道路に接する延長の2分の1以上とする。</u></p>		
	土地の利用に関する事項	<p style="text-align: center;"><u>10分の1</u></p> <p>建築物の敷地の地盤面の高さは、<u>土地区画整理法(昭和29年5月20日法律第119号)第98条第1項に規定する仮換地により使用若しくは収益を開始することができる日又は同法第103条第4項に規定する換地処分の公告日における地盤面の高さより変更してはならない。</u> <u>ただし、開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。)によるもの又は整地、造園及び車庫の設置等のための必要最低限度の変更は、この限りでない。</u></p>		

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」



凡例 (地区計画の区域)		
番号間	境界	備考
① - ②	道路界	
② - ③	地番界	
③ - ④	道路界	
④ - ⑤	道路界	
⑤ - ⑥	都計道界	3・5・19号 鶴沼海岸引地線 (12M)
⑥ - ①	都計道界	3・5・1号 戸塚茅ヶ崎線

凡例 (地区整備計画の区域)		
番号間	境界	備考
⑦ - ⑧	現地杭見通し界	歩行者専用道路
⑧ - ⑨	現地杭界	
⑨ - ⑩	現地杭界	
⑩ - ⑪	現地杭見通し界	区画街路
⑪ - ⑫	現地杭界	
⑫ - ⑬	都計道界	3・5・1号 戸塚茅ヶ崎線
⑬ - ⑭	現地杭界	
⑭ - ⑮	現地杭界	
⑮ - ⑯	現地杭界	
⑯ - ⑰	都計道界	3・5・1号 戸塚茅ヶ崎線

凡例 (壁面の位置の制限)

建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線から2メートル
 建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線から1メートル

凡例	
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域
	地区の区分界

市町村名	藤沢市
事項	藤沢都市計画地区計画 Fujiwara サステイナブル・スマートタウン地区 地区計画
件名	計画図
図面の名称	1:2,500
縮尺	1の1
番号	平成24年 月 日
作成年月日	